



消費生活

サポーター通信

令和2年度第8号

今月のテーマ

借金で悩んだ時は 早めに相談を

事例



- ・新型コロナウイルスの影響で収入が大幅に減り、生活費の足しにするため何度か消費者金融からお金を借りた。
- ・以前からの借入とあわせて、借金が500万円に膨らみ、もはや返済不能。

アドバイス

消費生活センターでは、相談者の借入の状況や希望を確認したうえで、関係機関の相談窓口をご案内しています。

- 債務整理**（自己破産や個人再生手続きなど）**が必要**
➡ 弁護士や司法書士による初回無料の「法律相談」
- 資金面での貸付相談が必要**
➡ 信用生協、法テラス、各地域の社会福祉協議会など
- 生活設計の見直しが必要**
➡ **生活困窮者自立支援相談窓口**など
(各市と一部町村に設置)

ひとりで悩まず
すぐ相談！



借金問題は適切な窓口にご相談すれば解決できます。

いやや

消費者ホットライン(局番なし) ☎ **188** にまず相談！

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎ **188** (お近くの消費生活センターにつながります)

令和2年11月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9:00~17:30 土・日・祝日10時~16時 (年末年始休み))



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
テルミちゃん
(Tel. Me)